○第

4

期

11

月 1

日

○第3期

9 月 30 日 8月31日伙 8月2日

○第2期 ○第1期

Information 報 最 前 線 〇 全 ○第2期 ○第1期 ■市県民税 ○第4期 ○第3期

市役所への お問い合わせ先

- 西条市庁舎 TEL0897 - 56 - 5151
- 東予総合支所 TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所 TEL0898-68-7300
- 小松総合支所 TEL0898-72-2111

お知らば

○第5期

11 月 30

日

平成22年度 市税の納期限

○第2期 ○第1期 8月2日(月) 4 月30日

○第3期 9月30日休 (月)

○第4期 12 月 27 日

軽自動車 期 5 税 月 31 日 (月)

1 11 月 月 31 1 日 日 (月) (月) 8月31日伙 6 月 30 日 (水)

の決定を行っています。 は、新たな評価を行い、

国民健康保険税

(月)

■閲覧・縦覧期間

4月1日休~30日金 時30分~17時15分

○第7期 ○第6期 固定資産課税台帳の閲覧 ○第8期 2月28日月 12 月 27 日 (月) 1月31日(月)

土地・家屋の価格等の縦覧

替えは行っていません。 たるため、土地・家屋の評価 価格を据え置く第2年度に当 しかし、①新たに固定資産 平成22年度は固定資産税 0)

当でない土地・家屋について 年度)の価格によることが適 どによって基準年度(平成21 の地目変更、家屋の増改築な 税の対象となった家屋②土地

納税義務者、 固定資産課税台帳の閲覧

料が必要となります。 利者が閲覧できます。 他の利用収益を目的とする権 閲覧期間以外は、閲覧手数 賃借権・その

ことがあります。 です。価格の比較という目的 格の適正さを判断できる制度 地や家屋の価格を比較し、価 土地や家屋の価格と周辺の土 以外での縦覧は、 納税者が、本人の所有する お断りする

内容は次のとおりです。 縦覧帳簿に記載されている

○土地価格等縦覧帳簿 土地の所在、 地

類、構造、建築年次、床面積、 ○家屋価格等縦覧帳簿 地 家屋の所在、 積、価格 家屋番号、

■閲覧・縦覧で必要なもの

価

格

転免許証、健康保険証など 印鑑、本人確認のための 運

○市庁舎本館資産税課 ■閲覧・縦覧場所、問合せ

税務課税務係(東予) 総務課税務係 (丹原・小松)

資産税係

○各総合支所

地番、 Ę

○生ごみ処理機

廃棄物対策係

(丹原・小松)

奨励補助金を交付します 資源リサイクル活動

化推進のため、 家庭ごみの減量化と再資源 資源物の 集団

生ごみ処理機等の購入費を 補助します

■土地・家屋価格等の縦覧 推進のため、 庭に対して補助金を交付して どを購入される市内の一 生ごみの減量化と堆肥化 生ごみ処理機な

補助の内容

います。

○生ごみ処理機 補助金上限2万円 補助率2分の1

○生ごみ処理容器 1世帯1基まで

補助金上限3千 1世帯2基まで 補助率2分の1

平成22年度補助予定基数

90 基

○生ごみ処理容器 問合せ 70 基

○市庁舎別館環境衛生

課

市民福祉係 生活環境係 (東予)

問合せ

田 0 8 9 7 - 5 2 -〇各総合支所市民福祉課 廃棄物対策係 約1014~~・ 生活環境係 (東予)

回収を行う団体に対して、 収量に応じた補助金を交付し 口

事前に団体登録を行っていた だく必要があります。 補助金の交付を受けるには

般家

一補助対象団体の要件

)地域住民20人以上で構成 る、営利を目的としない団 体であること す

○回収にかかる経費はすべ ○資源物を市内のリサイクル 業者に持ち込むこと 団体が負担すること て

補助金額

補助対象の資源物 回収資源物1㎏につき4 円

チール缶、 新聞、 雑誌、 アルミ缶など 段ボール、 事 ス

業活動に伴う資源物は対象と

なりません) **■実績**(回収量 寸 体数)

○平成21年度(1月末現在 ○平成20年度 約1183~~・ 54 団 体

58 団 体

)市庁舎別館環境衛生課

市民福祉係

(丹原・小松)